

随意契約（相手方指定）調書

件名	修繕契約（日暮里地域活性化施設1・2階電動ロー ルスクリーン交換等修繕）	No.5200816
工（納）期	令和7年3月31日	
契約締結日	令和7年2月14日	
契約金額	1,089,000円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社東工務店 (法人番号：9011501005321)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	修繕契約（日暮里地域活性化施設1・2階電動ロールスクリーン交換等修繕）
指名業者 （案）	名称 株式会社東工務店 所在地 東京都荒川区東尾久三丁目9番15号 代表者 代表取締役 小根澤 美和
特命理由	<p>本件は、区立日暮里地域活性化施設（ふらっとにっぽり）の設備である電動ロールスクリーンにおいて不具合が発生していることから、当該不具合箇所の交換修繕及び経年劣化による可動範囲の調整を行うものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 上記業者は、ふらっとにっぽり建設を受注した企業共同体（東・工藤建設共同企業体）の主たる事業者であり、施設内各種設備等に精通し、修繕対象機器の製造事業者との綿密かつ円滑な調整が可能である。また、開館以来、小規模な修繕についても上記業者が行っており、迅速かつ正確な施工が実施されている。</p> <p>今回の修繕対象であるロールスクリーンについては不特定多数の来館者が行き来する正面出入口付近、フリースペースの上部にあり、即時落下の危険性はないものの、来館者の安全管理上、緊急の修繕を要する。また、施設主催イベント等のスケジュールを考慮すると施工時期が限られる。</p> <p>以上のことから、緊急での対応を要するため、当該施設の構造を熟知しており、限られた期間に施工を行うことが可能である上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 （緊急の必要により競争入札に付することができないとき）